

研究報告

琵琶湖水域圏における人と自然との再構築

—森・水・人・未来—

龍谷大学法学部・教授 里山学研究センター・センター長
牛尾 洋也

1 琵琶湖水域圏概念について

里山学研究センターでは、2015年度から5年間、「琵琶湖を中心とする循環型自然・社会・文化環境の総合研究—Satoyamaモデルによる地域・環境政策の新展開—」というテーマについて、右の模式図【図1】の体制で取り組みました。主として琵琶湖水域圏を中心に、自然生態系を基盤とする経済と社会の持続可能な発展関係を構築するため、「Satoyamaモデル」に基づく新たな社会モデルの総合的研究を行うという目標を立て、都市域と農村域の区別ではなく、社会全体が、自然共生型のローカルで自立・循環型の持続可能な社会のあり方について研究してきました。

これは、広義の水循環をベースとして自然、社会、文化が共生し、それぞれの地域が地域の特徴を維持しつつ自立的に連携した持続可能な社会像のあり方を模索するための関連領域を明示する道具立てです。

また、この観点は、特に下流の大都市部から見た従来の流域概念や河川流域（River basin）の発想だけでなく、湖盆（Lake basin）の独自の水循環システムを見据え、生態系保全、循環型社会、持続可能性、景観保全、親水性など水の多面的な機能と、森・川・里・湖（海）の連環を意識した里山モデルに対応したものです。もっとも、琵琶湖流域圏だけでも様々な特徴と広がりを持っていますので、まずは1つの流域を取り上げて調査研究を行うため研究対象を限定し、東近江市の愛知川に焦点を当ててきました。その一つは、昨年度、『琵琶湖水域圏の可能性—里山学からの展望—』という本にまとめ、公刊したところです。また、その後の研究を含め、現在、新しく叢書の出版を準備しております。

そもそも、琵琶湖は、「湖」を中心とした生活、エコトーンとしての湖岸域や内水面漁業をはじめとする生業や流通、環境や文化・歴史が一体として展開してきた世界的にも大変珍しい圏域であり、また、治水と利水、水環境と生態系、さらには世界的な環境課題に関わる水の制度史の中心的な存在です。

ところで、「琵琶湖水域圏」は、2つのシステムに分かれます。第1は、「森・川・里・湖」で、水源林から琵琶湖への流入河川と琵琶湖を含む「琵琶湖集水域」、湖岸、内湖や溜池、水田や用水路、湧水や伏流水、井戸など土地利用に関係する水域です。第2は、「湖・（森）川・里・海」で、瀬田川、琵琶湖の水位に関わる大戸川水系、琵琶湖疎水、淀川です。琵琶湖水域

プロジェクトイメージ



図1

1972年の「琵琶湖総合開発特別措置法」の制定前後から、琵琶湖では水質問題が深刻化し、湖沼法や富栄養化防止条例が制定され、さらに、1992年の国連リオサミットを受け、翌年「環境基本法」が制定され、河川法には「環境」目的が追加されました。また琵琶湖のラムサール条約登録、2000年のマザーレイク21計画など、森林も水も、流域管理、環境管理という考えを取り入れ、さらに水鳥等の生態系環境や、森林・湖・人の暮らしへと視野を広げました。

- (5) 2010年の「COP10」では生物多様性や生態系保全、里山イニシャチブが提唱され、2014年「水循環基本法」、翌2015年「琵琶湖保全再生法」が制定されるなど、次世代に向けた持続可能な水管理、水循環、琵琶湖保全再生の方針が示されました。また、2015年国連サミットに始まる「SDGs」の大きな潮流が起こり、2019年には琵琶湖の「全層循環」の未確認など、地球温暖化や気候変動の国際的な環境変動との連関が強く意識されています。

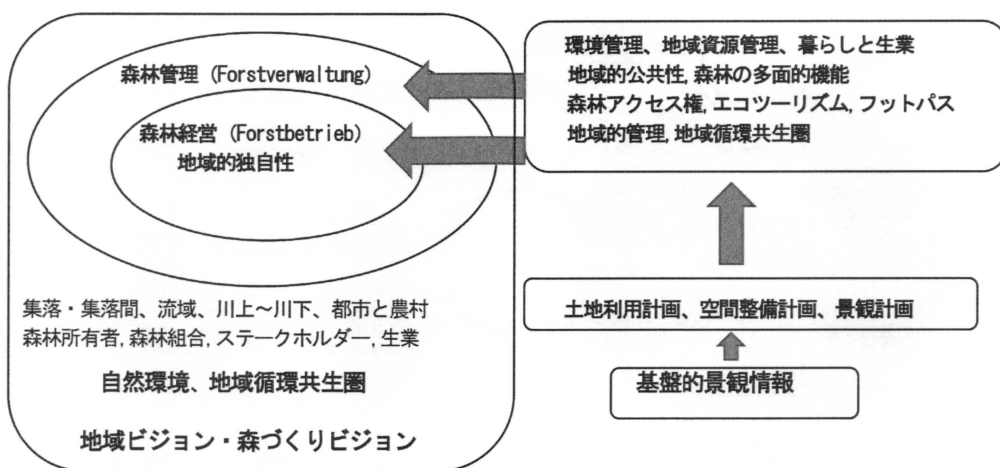


図3 森林管理と森林経営の関連図（牛尾作成）

3 森・水・人・未来への展望

以上、森林と水の管理制度の展開を概観しましたが、治水、利水、環境、生態系、流域、持続可能性、地球環境などの保全目的とその将来展望において、森と水と人々の暮らしとの密接な関連性が見えてきました。さらに、2018年の環境省の「第5次環境基本計画」では、その密接な関連性が一層明確に示され、SDGsに基づき、地域資源を地域独自に持続可能な形で活用し、幅広い関係者とのパートナーシップを充実・強化させ、森・川・里・湖（海）・生態系、がネットワークでつながった「地域循環共生圏」の構想が打ち出されています。

そこで、最後に、2018年に制定された「森林経営管理法」を素材に、地域循環共生圏の考えを活かした、問題提起を若干したいと思います。

本法は、林業成長産業化の政策を受け、市町村が森林所有者と林業経営者を繋ぐ重要な役割を担いつつ、主として、林業の経営規模の拡大、作業の集約化など収益性の向上と、生産・流通・消費の連関による木材の安定供給を図り、林業の活性化を目指す仕組みです。これは、図3のなかで、「森林経営 (Forstbetrieb)」に特化した仕組みですが、その外側には広義の「森林管理 (Forstverwaltung)」の領域が広がっています。森林経営における施業計画や伐採後

の林相の誘導だけではなく、その地域や集落の歴史や文化、特性をはじめ、河川や自然、生態系を含めた地域の景観全体を把握し、森林も地域資源管理の一環として捉え、自伐林業の展開や、フットパスを含む地域のレクリエーション、さらに新たなイノベーションを踏まえた地域の将来像を地域で共有するための「地域森林ビジョン」や「地域集落（社会）計画」を立て、地域的な合意を踏まえた持続可能な森林管理に取り組む道筋もあるのではないかと考えます。すなわち、所有と経営の分離を認めつつも、これを統括するものとして、集落や森林組合などに関して、協同組合の理念にみられるような地域的なマネージメントやガバナンスの機能を再構築し、森づくり、地域づくりを琵琶湖の健全な水環境の形成にも結び付ける取り組みである。

東近江市の「100年の森づくりビジョン」はその先駆けであり、その際、先の中川・林両氏の景観地理学的研究を活かした図4のような基盤的景観情報は、その一助となるものと考えます。

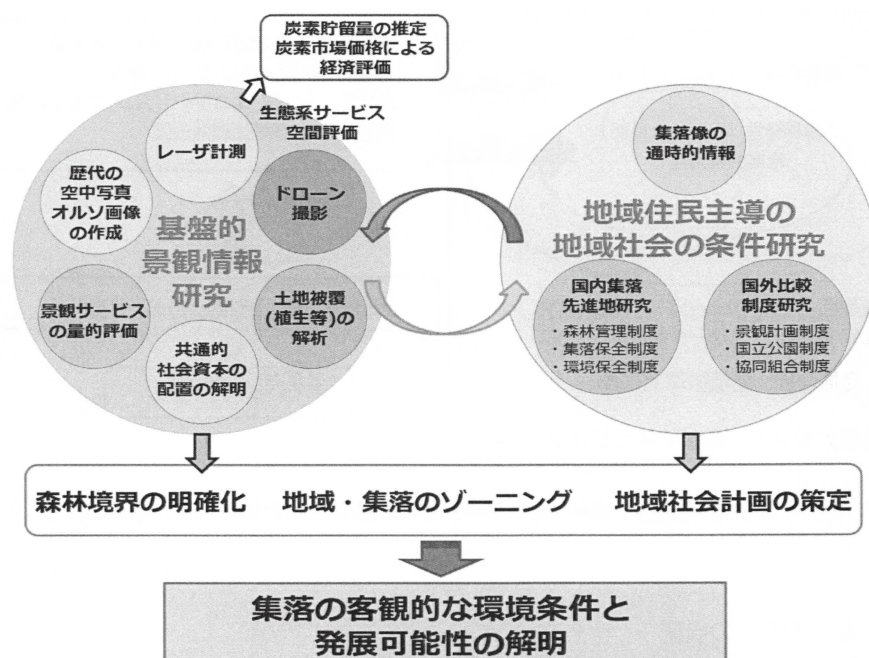


図4 基盤的景観情報を活用した住民主導の地域社会計画の模式図
太田真人（龍谷大学理工学部 里山学研究センター PD）製作